平成２７年（フ）第１９８号
茨城県鉾田市大竹1598番地２
債務者　芝沼　正枝
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１２号
愛知県江南市安良町八王子65番地
債務者　高松　浩行
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽加奈絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３８号
秋田県横手市増田町増田字福嶋道西138番地１
債務者　石田　勇一
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１３３０号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目49番地２　エステートピアM102号
債務者　村田　邦彦
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３３１号
横浜市金沢区並木２丁目７番３―307号
債務者　村田　耕治
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５号
岐阜県海津市平田町蛇池1932番地
債務者　大橋　英美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３９号
秋田県横手市大雄字三村284番地４　大谷地団地１号棟５号室
債務者　佐々木祥一
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第２２１号
沖縄県糸満市字潮平694番地　嶋マンション205号
債務者　新垣　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４２号
青森県上北郡おいらせ町中下田218番地11、旧住所青森県上北郡おいらせ町豊栄２丁目２番地335
債務者　長瀬　光泰
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第４０号
山形県西置賜郡小国町大字中島57番地
債務者　山口　智章
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第８８号
岡山県倉敷市水島東常盤町13番23号
債務者　近藤　博子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６２１号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　17号501、旧住所埼玉県蓮田市西新宿４丁目65番地クレセント202号
債務者　齋藤　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２２号
さいたま市岩槻区大字慈恩寺328番地７　１号202
債務者　齋藤江里香（旧姓羽ヶ崎）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７４９号
埼玉県新座市東３丁目11番15号　カーサ・デ・オークル３番館105号室
債務者　新井　友香
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
埼玉県吉川市大字吉川421番地３
債務者　大林　綾子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係